

鳥取県告示第677号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成24年11月25日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年10月2日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

- 1 申請のあった年月日
平成24年9月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人鳥取ダルク
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
千坂 雅浩
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
岩美郡岩美町大字牧谷645-4
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、薬物依存症をはじめとする依存症を抱える方、また、これに類する症状の方、及び、その家族に対して回復を支援し、薬物等の乱用予防に対する普及啓発、及び相談援助活動に関する事業を行い、広く健全な社会生活と地域福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
 - (1) 総会の議決及び議事録
 - (2) 資産及び会計の事業報告及び決算
 - (3) 定款の変更